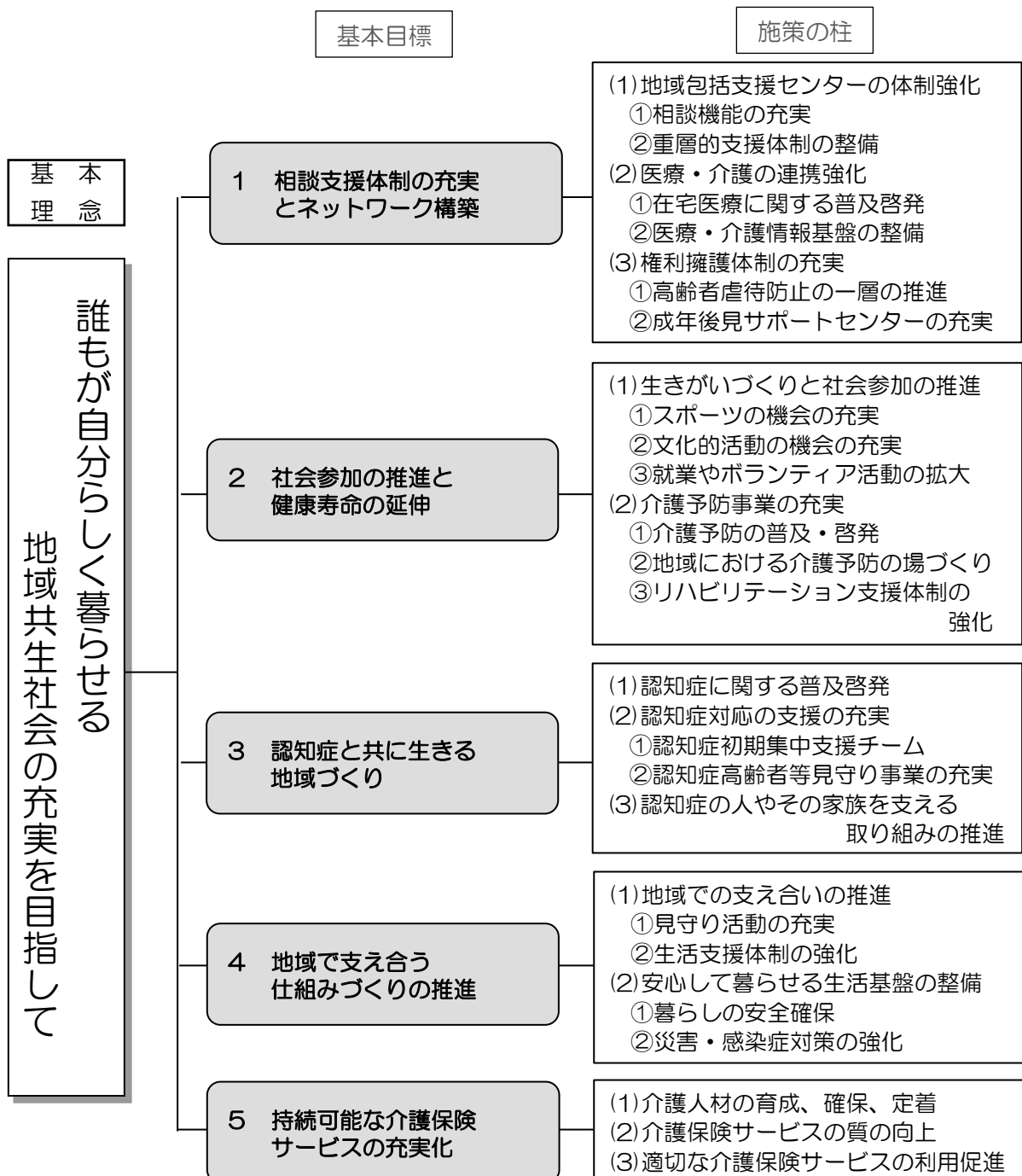


滑川市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(概要版)

1 基本的な目標と重点施策

本計画は、3年を1期とした計画期間とされており、第9期事業計画（令和6～8年度）においては、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7（2025）年、さらには現役世代が減少する令和22（2040）年を見据え、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、高齢者を取り巻く基本的な考え方や課題を踏まえ策定しました。

本計画では、誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の充実を目指して、5つの基本目標を定め、施策の総合的な展開と拡充を図ります。



2 滑川市の人口及び高齢者数等の推移

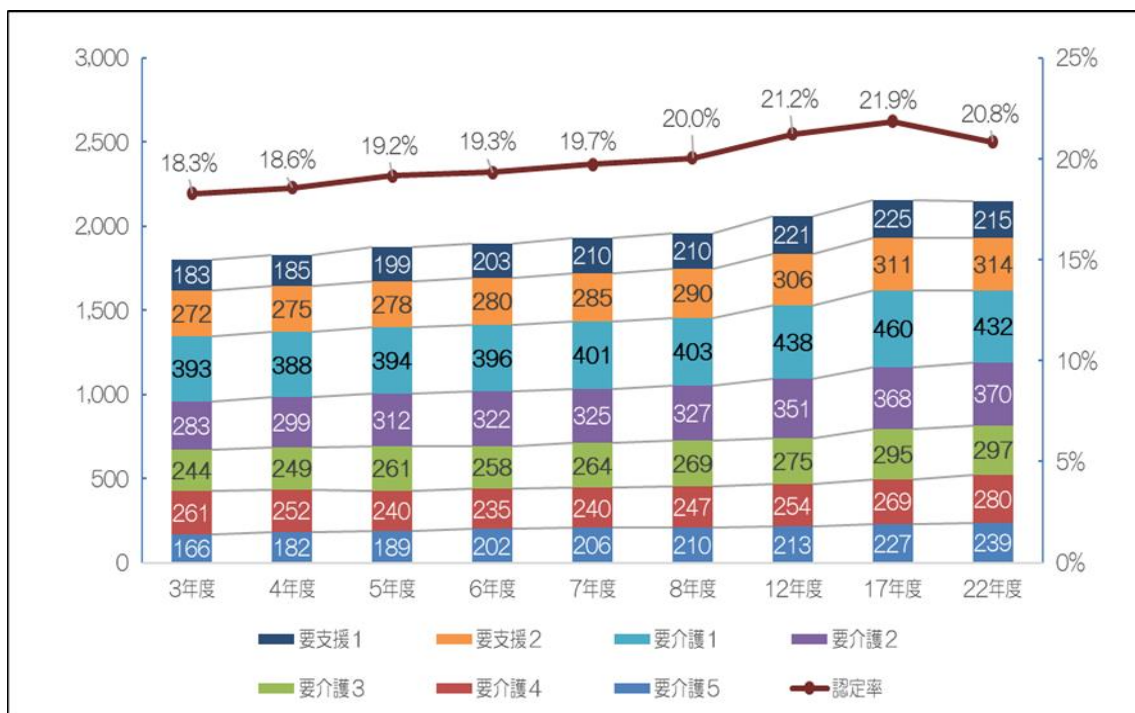
計画の最終年度である令和8年度における総人口は32,515人となり、65歳以上の高齢者人口も緩やかな減少傾向を示し、9,760人と見込まれる一方で、75歳以上の高齢者人口の増加は続き、75～84歳は4,090人、85歳以上は1,909人となる見込みです。

	第8期(実績)			第9期(推計)			12年度	17年度	22年度
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(推計)	(推計)	(推計)
総人口	33,046	32,992	32,780	32,697	32,612	32,515	32,019	31,247	30,394
第1号(65歳以上)	9,857	9,858	9,779	9,805	9,782	9,760	9,698	9,861	10,301
前期高齢者	4,760	4,448	4,227	4,063	3,860	3,761	3,687	4,151	4,831
65～69歳	2,003	1,929	1,857	1,875	1,827	1,850	1,931	2,297	2,626
70～74歳	2,757	2,519	2,370	2,188	2,033	1,911	1,756	1,854	2,205
後期高齢者	5,097	5,410	5,552	5,742	5,922	5,999	6,011	5,710	5,470
75～79歳	1,848	2,013	2,114	2,209	2,408	2,520	1,878	1,626	1,716
80～84歳	1,432	1,531	1,625	1,716	1,654	1,570	2,057	1,604	1,395
85歳以上	1,817	1,866	1,813	1,817	1,860	1,909	2,076	2,480	2,359
第2号(40～64歳)	10,999	11,016	11,059	11,038	11,051	11,026	10,923	10,449	9,671
被保険者数	20,856	20,874	20,838	20,843	20,833	20,786	20,621	20,310	19,972
高齢化率	29.8%	29.9%	29.8%	30.0%	30.0%	30.0%	30.3%	31.6%	33.9%

※各年10月1日の実績または見込数、※被保険者数については、住民基本台帳人口による

3 要介護認定者数、認定率の推移

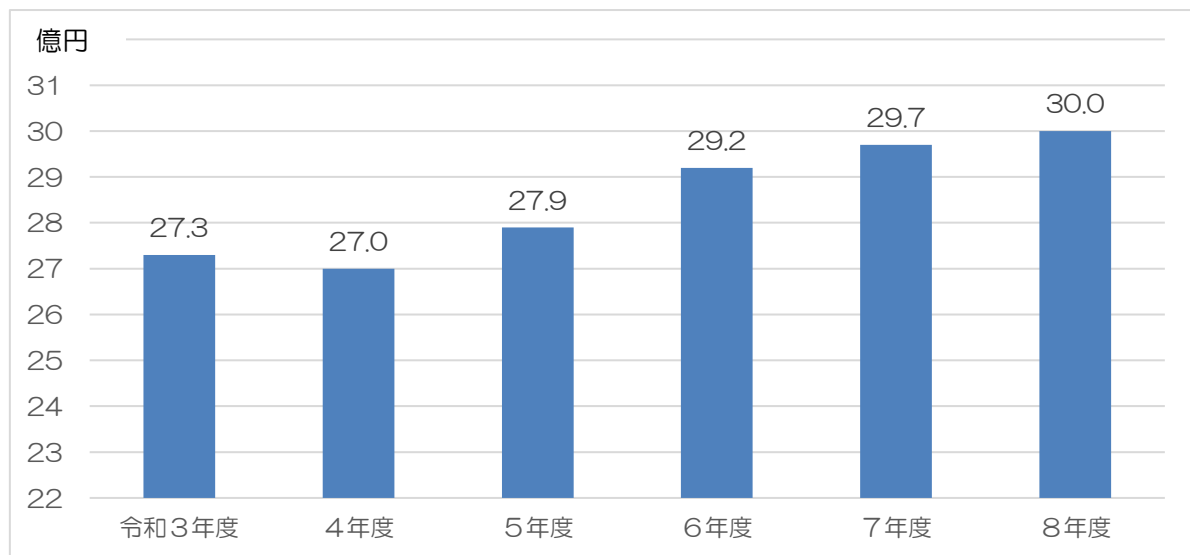
要介護認定者数の推移については、75歳以上の後期高齢者の割合が高まることから、計画最終年度の令和8年度には、高齢者人口9,760人のうち、20.0%にあたる1,956人が要介護認定者になると見込まれます。



各年9月末日現在の実績または見込数

4 介護給付費の見込額

これまでの介護サービス利用実績や高齢化の進展（要支援・要介護認定者数の増加）に伴うサービス見込量の増加、介護報酬の改定などにより、介護給付費の増加が想定されることから、第9期における各年度の給付費を下表のとおり見込んでいます。



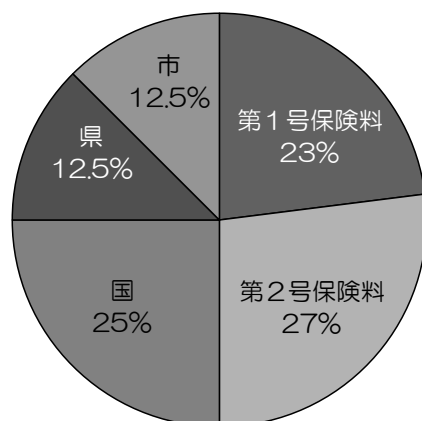
5 介護保険給付費の財源と保険料

介護保険は、被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者とその家族を支えるしくみです。

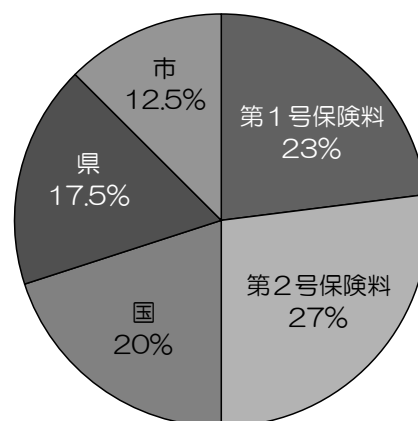
保険から給付する費用の財源は、公費（税金）と保険料でそれぞれ半分ずつ負担します。

第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）の負担割合は、計画期間毎に定められており、第9期では第8期事業計画期間と同様、第1号被保険者は23%、第2号被保険者は27%です。

介護給付費（居宅サービス）



介護給付費（施設サービス）



第9期における第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料基準額は年額71,500円となり、各所得階層別保険料額は下記のとおりです。

所得段階	基準所得金額	第8期保険料		第9期保険料	
		基準月額	5,741 円	基準月額	5,958 円
		割合	年額	割合	年額
第1段階	・生活保護受給者等 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.25 【0.45】	17,200 円 【31,000 円】	0.25 【0.42】	17,900 円 【30,000 円】
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 120万円以下	0.35 【0.60】	24,100 円 【41,300 円】	0.35 【0.55】	25,000 円 【39,300 円】
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.65 【0.70】	44,800 円 【48,200 円】	0.65 【0.655】	46,500 円 【46,800 円】
第4段階	本人が住民税非課税、かつ世帯内に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	58,600 円	0.85	60,800 円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税、かつ世帯内に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	68,900 円	1.00	71,500 円
第6段階	本人が住民税課税で所得が120万円未満	1.10	75,800 円	1.10	78,700 円
第7段階	本人が住民税課税で所得が120万円以上 210万円未満	1.25	86,100 円	1.25	89,400 円
第8段階	本人が住民税課税で所得が210万円以上 320万円未満	1.50	103,400 円	1.50	107,300 円
第9段階	本人が住民税課税で所得が320万円以上 400万円未満	1.70	117,100 円	1.70	121,600 円
第10段階	本人が住民税課税で所得が400万円以上 500万円未満	1.75	120,600 円	1.75	125,100 円
第11段階	本人が住民税課税で所得が500万円以上 600万円未満			1.80	128,700 円
第12段階	本人が住民税課税で所得が600万円以上 700万円未満			1.85	132,300 円
第13段階	本人が住民税課税で所得が700万円以上	1.80	124,000 円	1.95	139,400 円

注：第1から第3段階までの低所得の高齢者に対し、公費での軽減強化を実施しており、【 】内は軽減前。

介護保険は、介護を必要とする方々が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活ができるように、社会全体で介護を支えるためにつくられた制度です。

介護保険制度の円滑な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

滑川市医療保健課 介護保険係

〒936-8601 滑川市寺家町 104

TEL：076-475-1429 FAX：076-475-1245

E-mail：hoken@city.namerikawa.lg.jp